

議案第13号 朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

令和6年8月8日に行われた人事院勧告に伴い、国において一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、本市職員の給与について国家公務員の給与改定を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 給料表の改定

職務や職責をより重視した給料体系となるよう、給料表を改定する。

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準の改定

55歳を超える職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員の昇給は、勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとするよう改める。

(3) 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を月額13,000円に上げるよう、2年間で段階的に改定を実施する。

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6級（課長級） 以下	6,500円	3,000円	廃止
	7級 （部次長級）	3,500円	廃止	
	8級 （部長級）	支給なし		
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円
父母等	6級（課長級） 以下	6,500円		
	7級 （部次長級）	3,500円		
	8級 （部長級）	支給なし		

(4) 通勤手当の改定

支給限度額を月 15 万円に上げるよう改める。(現行支給限度額：月 5 万円)

(5) 管理職員特別勤務手当の改定

支給対象となる時間帯について、午前 0 時から午前 5 時までのところ、午後 10 時から翌日の午前 5 時(週休日等に含まれる時間を除く。)までに改める。

(6) 住居手当支給対象の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象とするよう改める。

3 規定内容

<改正条例第 1 条の規定>

第 4 条 職員の昇給について、55 歳を超える職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上である職員にあっては、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとするよう改めるもの。

第 7 条、第 8 条 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を月額 13,000 円に上げるよう改めるもの。

第 16 条の 4 通勤手当について、支給限度額を月 15 万円に上げるよう改めるもの。

第 17 条の 2 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯を改めるもの。

第 18 条の 3 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象とするよう改めるもの。

別表第 1 行政職給料表について改正を行うもの。

<改正条例第 2 条の規定>

第 4 条 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止するよう改めるもの。

第 13 条 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯を改めるもの。

第 23 条 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象とするよう改めるもの。

<改正条例第 3 条の規定>

附則第 11 条 住居手当について、暫定再任用職員を支給対象とするよう改めるもの。

附則第13条 住居手当について、暫定再任用職員を支給対象とするよう改めるもの。

4 施行期日

令和7年4月1日

担当

総務部職員課給与厚生係

電話463-3196